

標題

海上労働条約 2018 年改正の発効(2020 年 12 月 26 日)
(外国籍船舶)について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1227

発行日 2021 年 1 月 29 日

各位

海上労働条約 2018 年改正が 2020 年 12 月 26 日に同条約締約国にて発効する旨、弊会テクニカルインフォメーション No. TEC-1219 (発行日:2020 年 11 月 25 日)にてお知らせ致しました。その発行日以降、様々な旗国がその取扱いについてサーキュラー等新規発行もしくは更新しておりますので、このたび 2021 年 1 月 29 日時点での各旗国の取扱いをまとめた表を添付 1 別表(旗国の取扱い)のとおりに更新しました。これにより、上記 No. TEC-1219 は絶版と致します。

以下に当該改正の内容や弊会の取扱い等について再度まとめましたので、こちらをご参照ください。

[改正内容]

- (1) 船員が海賊行為又は武装強盗により船上又は船外で拘束されている場合に、船員の雇用契約が継続すること。
- (2) 船員が海賊行為又は武装強盗により船上又は船外で拘束されている場合に、賃金が継続して支払われること。

[弊会の検査]

同改正に伴い、弊会では旗国指示に加えて次のとおり検査を行う予定としております。

検査時期	2020 年 12 月 26 日以降のインテリム証書発行の検査、初回検査又は最初の定期的検査のうち最も早い機会
検査内容	当該改正要件を担保した書類(例えば、DMLC Part II, DMLC Part II が参照しているマニュアル、雇用契約書若しくは CBA 等)を船上にて確認する。 (※なお、DMLC Part II に改正項目が新たに追記された場合は事前に RO もしくは旗国による書類審査を要する。)

従いまして、関係各位におかれましては、当該改正要件を担保した書類を船上に保持することをお願い致します。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

[旗国取扱い]

当該改正の発効に際し、各旗国においてサーキュラー等が発行されておりますので、詳細は各旗国のホームページなどをご参考ください。

また、下記弊社 web サイトでも弊社が把握している旗国のサーキュラー等を掲載しておりますので、こちらも併せてご参考ください。

<https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/mlc/flag/index.html>

(ホーム> 業務サービス> 条約関連> ILO 海上労働条約(MLC) > 旗国別サーキュラー)

2021年1月29日現時点で、具体的にサーキュラー等を発行した各旗国の取扱いについては、添付1別表(旗国の取扱い)の通りまとめましたのでご参考ください。

今後、当該取扱いが記載されたサーキュラーが新規発行または更新された際には、上記弊社 web サイトを随時アップデート致しますので、ご参考ください。

新DMLC Part Iの所持を要求している旗国については、旗国への発行申請が必要になりますのでご注意ください。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd@classnk.or.jp

添付:

1. 別表 (各旗国の取扱い)

添付1 : 別表 (旗国の取扱い 2021年1月29日現在サーキュラー発行を確認できた旗国)

旗国	現時点 (2021年1月29日) での関連サーキュラーなど	DMLC Part I の改訂	特別な措置
ANTIGUA & BARBUDA	• Directive 001 - 2020	なし	<ul style="list-style-type: none"> • 新DMLC Part Iは要求されないが、DMLC Part IIは、ROが2020年12月26日以降のMLC検査にて新要件適合を確認する。 • 船主は当該改正要件に適合した方針及び手順を review すること。 • 船主は2020年12月26日以降に作成されるSEAが改訂要件をカバーするよう確保すること。
BELIZE	• Merchant Marine Notice MMN-20-006	改訂済	<ul style="list-style-type: none"> • 既存のDMLC Part I は、2020年12月26日以降の最初の初回又は更新検査まで有効である。 • 改正要件に反する記述が含まれてない限り、DMLC Part IIの改訂は必要ない。 • ROは初回又は更新検査にて2018年改正適合確認を行う。 • 2020年12月26日以降発行される新DMLC Part Iは、2018年改正要件が含まれる。 •
BERMUDA	• Bermuda Merchant Shipping Guidance Note 2020-11 MLC2018 Amendments – Piracy and armed robbery	なし	<ul style="list-style-type: none"> • 船主は当該改正要件に適合した方針及び手順を review すること。 • DMLC Part II や SEA の改訂は求めないが、既存のものに新要件に反する記述が含まれている場合は修正が必要。
CAYMAN ISLANDS	• SHIPPING NOTICE 07/2020 (Rev 1)	なし	<ul style="list-style-type: none"> • 船主は当該改正要件に適合した方針及び手順を review すること。 • DMLC Part II や SEA の改訂は求めないが、既存のものに新要件に反する記述が含まれている場合、又は新要件に完全に対応していない場合は修正が必要。 • CISR 又は RO は 2020年12月26日以降のMLC検査にて適合確認を行う。
CYPRUS	• Circular 20/2020 Amendments of 2018 to the Code of the Maritime Labour Convention, 2006 Entry into force on 26 December 2020	なし	<ul style="list-style-type: none"> • 当該改正要件に類似した要件は、すでに<i>Protection of Cyprus Ships Against Acts of Piracy and Other Unlawful Acts Law of 2012 (Law 77(I)/2012)</i>のPart VIIに適用されている。当該規則の英語訳を船員のために船上に保持すること。 • 当該Circularを船上に保持すること。
GIBRALTAR	• MLN 040- MLC 2018	改訂済	<ul style="list-style-type: none"> • 2020年12月26日以降の最初の初回又は更新検査まで、既存のDMLCは有効。 • 改訂DMLC Part Iの旗国による発行及び改訂DMLC Part IIの旗国又はROによるレビュー及び船上検証は、2020年12月26日以降の最初の初回又は更新検査までに要求される。

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

旗国	現時点（2021年1月XX日） での関連サーキュラーなど	DMLC Part I の改訂	特別な措置
GREECE	<ul style="list-style-type: none"> MLC/06/2020 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 船主は当該改正要件に適合した DMLC Part II や関連する書類内の手順を検討すること。 2020年12月26日以降の初回検査又は更新検査において新要件遵守が検査において確認される。
HONG KONG	<ul style="list-style-type: none"> SD/S 800/9 HONG KONG MERCHANT SHIPPING INFORMATION NOTE NO.9/2019 Merchant Shipping (Seafarers) (Working and Living Conditions) (Amendment) Regulation 2019 (L.N. 173 of 2019) Merchant Shipping (Seafarers) (Allotments) (Amendment) Regulation 2019 (L.N. 174 of 2019) 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 船主は当該改正要件に適合した方針、手順及び SEA を review すること。 RO は 2020年12月26日以降の MLC 検査にて適合確認すること。
INDIA	<ul style="list-style-type: none"> DGS Circular No.35 of 2020 	改訂済	<ul style="list-style-type: none"> 既存の DMLC Part I は、2020年12月26日までに改定された DMLC Part I に更新され、改定された DMLC Part I の下、2018年改正の規定の遵守を担保するように DMLC Part II の改定（必要な場合）を行う。 上記にて改定された DMLC Part II は、2020年12月26日以降の最初の中間検査又は更新検査の早い機会に検証されること。
ISLE OF MAN	<ul style="list-style-type: none"> Isle of Man Ship Registry Technical Advisory Notice Ref.004-20 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 船主は当該改正要件に適合した方針及び手順を review すること。 DMLC Part II や SEA の改訂は求めないが、既存のものに新要件に反する記述が含まれている場合は修正が必要。 .
KIRIBATI	<ul style="list-style-type: none"> MARINE CIRCULAR 57/2020 	改訂済	<ul style="list-style-type: none"> 2020年12月26日までに改定された DMLC Part I に更新され、改定された DMLC Part I の下、2018年改正の規定の遵守を担保するように DMLC Part II の改定を行い、RO に提出すること。 上記にて改定された DMLC Part II は、2020年12月26日以降の最初の更新検査までに検証されること。 2020年12月26日以降の最初の更新検査まで、改訂された DMLC Part I 及び Part II は既存の MLC 証書に添付すること。

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

旗国	現時点（2021年1月XX日） での関連サーキュラーなど	DMLC Part I の改訂	特別な措置
LIBERIA	<ul style="list-style-type: none"> Marine Advisory: 35/2020 MARINE NOTICE MLC001 Rev.07-2020 MARINE NOTICE MLC003 Rev.07-2020 	不要(但し船主が希望すれば任意で発行される)	<ul style="list-style-type: none"> DMLC や SEA の改訂は必要ない。 船主が任意で DMLC 改訂を希望した場合、リベリアは 2020 年 12 月 26 日以降の最初の更新検査時に DMLC を準備する。
MALAYSIA	<ul style="list-style-type: none"> MSN 25 / 2020 	なし	SEA に当該改正要件遵守を担保することが要求される。
MALTA	<ul style="list-style-type: none"> Merchant Shipping Notice 167 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 12 月 26 日以降に締結される SEA 及び又は適用される CBA に新要件遵守を担保することが要求される。
MARSHALL ISLANDS	<ul style="list-style-type: none"> MSA No. 28-20 	改訂済	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 12 月 26 日以降に作成される SEA 又は CBA に当該改正に関する記載が必要。
MAURITIUS	<ul style="list-style-type: none"> MERCHANT SHIPPING NOTICE Ref: 23 of 2020 	改訂済	<ul style="list-style-type: none"> 既存の DMLC Part I は 2020 年 12 月 26 日以降の最初の更新検査まで有効。 既存の DMLC Part I は 2020 年 12 月 26 日以降の最初の更新検査までに改定された DMLC Part I に更新されること。 改定された DMLC Part I の下、2018 年改正の規定の遵守を担保するように DMLC Part II の改定（必要な場合）を行うこと。 改定された DMLC Part II は 2020 年 12 月 26 日以降の最初の更新検査までに検証されること。
PANAMA	<ul style="list-style-type: none"> Circular No. DGGM-006-2020 MMN-20/2020 	なし	特になし
PALAU	<ul style="list-style-type: none"> MARINE NOTICE 198.2 	なし	特になし
SINGAPORE	<ul style="list-style-type: none"> SHIPPING CIRCULAR NO.18 OF 2000 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 船主は当該改正要件に適合した方針、手順、SEA 及び CBA を review すること。 RO は 2020 年 12 月 26 日以降の MLC 検査時に当該改正要件適合を確認すること。
SRI LANKA	<ul style="list-style-type: none"> MSN 08/2020 MLC 2018 AMENDMENTS – PROTECTION OF SEAFARERS HELD CAPTIVE AS A RESULT OF PIRACY OR ARMED ROBBERY 	改訂済	<ul style="list-style-type: none"> 船主は当該改正要件に適合した方針、手順及び SEA を review すること。 DMLC は最初の更新検査までに改訂されなければならない。更新検査までに shipowner は新しい DMLC Part I 発行申請しなければならない。

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

旗国	現時点（2021年1月XX日） での関連サーキュラーなど	DMLC Part I の改訂	特別な措置
ST. VINCENT AND THE GRENADINE	• CIRCULAR N° MLC 002- Rev. 8	改訂済	特になし
TUVALU	• MARINE CIRCULAR MC- 5/2020/1	改訂済	<ul style="list-style-type: none"> 2020年12月26日までに改定されたDMLC Part I に更新され、改定されたDMLC Part I の下、2018年改正の規定の遵守を担保するようにDMLC Part II の改定を行い、ROに提出すること。 上記にて改定された DMLC Part II は2020年12月26日以降の最初の更新検査までに検証されること。 2020年12月26日以降の最初の更新検査まで、改訂された DMLC は既存の MLC 証書に添付すること。
VANUATU	• FLEET SAFETY LETTER 060120.GEN	改訂済（2020 年6月1日以 降に登録のあ る船）	<ul style="list-style-type: none"> 2020年6月1日以降に登録のある船には当該改正を含んだ新しい DMLC Part I が発行される。 それ以前に発行された DMLC Part I は、FLEET SAFETY LETTER 0601120.GEN を所持している限り、新たに DMLC Part I の発行はしない。

(備考)

- 日本籍については、TEC-1220を参照ください。

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。